

「障害者差別解消法」

がスタートしました！

■問い合わせ 高齢・障がい者元気支援課

☎64・6012

誰もが共に生きる社会を

平成28年4月1日から、「障害者差別解消法」（正式名称「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」）がスタートしました。

この法律では、役所や事業者による「不当な差別的取り扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めています（事業者における「合理的配慮の提供」は、努力義務となります）。

対象となる人や事業者は？

この法律に書いてある「障害者」とは、障害者手帳を持っている人のことだけではありません。心や体のはたらきに障がいがある人で、日常生活や社会生活に制限を受けている人すべてが対象です。

「事業者」とは、会社やお店など、同じサービスを繰り返し継続する

意志をもって行う人たちです。ボランティア活動をするグループなども「事業者」に入ります。

障がい者相談員を委嘱

市でも、障がいのある人などから意見を聴きながら、「小浜市における障がいを理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」を作りました。また、当事者や家族の目線に立った支援を行うために、市民から、身体障がい者相談員6人と、知的障がい者相談員2人を委嘱しました。



障がい者相談員の委嘱式（市庁舎・4月8日）

障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会を、みんなで目指しましょう。

困ったときは…

不当な差別的取り扱いを受けた、合理的配慮をしてもらえなかったなど、困ったことがあったら、高齢・障がい者元気支援課もしくは下記相談員まで相談してください。

身体障がい者相談員

氏名	連絡先
小山 尊	☎ 53・2172
奥本 義和	FAX 57・1861
辻 祐男	☎ 56・3537
西川 佳宏	☎ 53・3638
櫻本 利明	☎ 52・2181
中 幸俊	☎ 52・5585

知的障がい者相談員

氏名	連絡先
板橋 一雄	☎ 56・1364
清水 知子	☎ 52・3204

「合理的配慮」とは？

障がいのある人から、社会の中にあるバリアーを取り除くために、何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することが求められるものです。重すぎる負担があるときでも、障がいのある人に、なぜ負担が重すぎるのかを説明し、別のやり方を提案することも含め、理解を得るよう努めることが大切です。

意思を伝え
合うために絵や
タブレット端末
などを使う



受付の対応を
拒否する



学校の
受験や、入学を
拒否する



障がい者
向けの物件は
ないと言って
対応しない



障がいのある
人の障がい特性
に応じて、座席
を決める



段差がある
場合に、スロープ
などを使って
補助する



保護者や
介助者が一緒に
いないと店に
入れない



本人を無視
して、介助者や
付き添いの人だけ
に話しかける

